

少 安 第 9 2 9 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察スクールサポーター設置要綱の制定について

この度、「青森県警察スクールサポーター設置要綱」を別添のとおり制定した。制定の理由については下記のとおりであるので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって「青森県警察スクールサポーター運用要綱の制定について」（平成27年3月24日付け青警本少第286号）及び「青森県警察スクールサポーターの報酬について」（平成31年2月5日付け少年第243号）は廃止する。

記

1 制定の理由

これまで青森県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）については、「青森県警察スクールサポーター運用要綱の制定について」（平成27年3月24日付け青警本少第286号）等に基づき運用してきたが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、スクールサポーターの身分が変更されることから要綱を改めたもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

担当 少年女性安全課
少年対策係

別添

青森県警察スクールサポーター設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第19条、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）第20条の2及び職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第30条の10の規定により青森県スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 警察本部長が指定する警察署（以下「勤務場所」という。）にスクールサポーターを置き、当該警察署の管轄区域内において職務を行わせるものとする。

2 警察本部長は、特に必要があると認めるときは、スクールサポーターに勤務場所の管轄区域以外の場所において職務を行わせることができる。

(身分)

第3 スクールサポーターは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(任用)

第4 スクールサポーターは、生活安全警察についての知識を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、選考の上、任用通知書により警察本部長が任用する。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

2 スクールサポーターの任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

(条件付採用期間)

第5 スクールサポーターの採用は、全て条件付のものとし、スクールサポーターがその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用

になるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たないスクールサポーターについては、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

(公募によらない再度の任用)

第6 スクールサポーターとして任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、原則として通算3年を超えて任用をすることはできない。

- 2 前項による再度任用の場合にあっても、第5の条件付採用が適用されるものとする。

(職務)

第7 スクールサポーターは、勤務場所の生活安全課長又は刑事生活安全課長の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

(1) 学校等における児童生徒の安全確保対策

- ア 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領等の点検及び助言
- イ 教職員、スクールガード、スクールガードリーダー、保護者及びボランティアと連携した学校内及び通学路等における合同パトロール
- ウ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成支援

(2) 地域安全情報の把握と提供

- ア 警察が行う学校、PTA、ボランティア、地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク支援の構築
- イ 児童生徒を対象とした犯罪、不審者等に関する情報の把握及び把握した情報の学校、地域住民等への積極的な提供
- ウ 安全確保対策に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への情報提供

(3) 犯罪被害防止・非行防止教育の支援等

- ア 学校への不審者侵入時の防犯訓練の助言及び支援
- イ 学校において行う防犯教室や非行防止・薬物乱用防止教室の助言及び支援

(4) 非行防止・立直り支援等

- ア 学校への訪問活動による少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等への助言
- イ 教職員、ボランティア等と連携した街頭補導活動
- ウ 学校周辺における少年のたまり場への管理者対策、有害図書の撤去等による

有害環境等の浄化活動

(5) その他児童生徒の安全確保対策

(身分証)

第8 スクールサポーターは、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に身分証明書（別記様式第1号）を携帯しなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第9 スクールサポーターの勤務日は、1週間につき29時間を越えない範囲内において勤務場所の警察署長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。

2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

(休暇等)

第10 スクールサポーターの休暇の種類、期間及び単位は、青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和2年3月青森県警察本部訓令第8号）の規定による。

2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の適用を受ける職員の例による。

(報酬等)

第11 スクールサポーターの報酬は月額とし、その額は別に定めるとする。

2 スクールサポーターの報酬、超過労働報酬、休日労働報酬、夜間労働報酬、期末手当等の計算期間、支給日、その他の支給方法については、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の規定により支給する。

(費用弁償)

第12 スクールサポーターが公務のため旅行したときは、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。

2 スクールサポーターが通勤をしたときは、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の費用弁償の規定により、その通勤に係る費用を 弁償する。

(営利企業への従事等の届出)

第13 スクールサポーターは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、警察本部少年女性安全課長に対し、営利企業への従事等の届出（別記様式第2号）により、その概要を届け出なければならない。

2 警察本部少年女性安全課長は、届出の内容を確認した上で、スクールサポーターの職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

(服務)

第14 スクールサポーターの服務については、別に定めがあるものを除くほか、前条第1項及び青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令第11号）に定める一般職員に関する規定を準用する。

(人事評価の実施)

第15 スクールサポーターの執務について人事評価を行う。

2 人事評価の実施方法については、別に定めるところによる。

(任用通知書等)

第16 スクールサポーターの任用は、任用通知書（別記様式第3号）及び勤務条件に関する書面（別記様式第4号）を交付して行うものとする。再度の任用も同様とする。

(退職承認通知書)

第17 スクールサポーターが任用期間の途中で退職する場合は、勤務場所の警察署長を経て警察本部長に内申するものとする。

2 退職承認は、退職承認通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

(災害補償)

第18 スクールサポーターの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39条）に定めるところによる。

(社会保険等)

第19 スクールサポーターの社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第

116号) の定めるところによる。

(活動上の留意事項)

第20 スクールサポーターは、第14、第20のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) スクールサポーターは、その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。
- (2) スクールサポーターは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いること。
- (3) スクールサポーターは、その職務を行うに当たり、関係者の正当な権利及び自由を害することがないようにすること。
- (4) スクールサポーターは、効率的な活動を行うため、勤務場所の生活安全課員又は刑事生活安全課員と緊密な連携を保つこと。

(報告)

第21 スクールサポーターは、翌月の活動計画をスクールサポーター月間活動計画表(別記様式第6号)により、毎月25日まで、勤務場所の警察署長に報告するものとする。

- 2 スクールサポーターは、勤務中の取扱事項をスクールサポーター活動日誌(別記様式第7号)により勤務場所の警察署長に報告するものとする。
- 3 警察署長は、当該所属のスクールサポーターの活動状況についてスクールサポーター活動月報(別記様式第8号)により翌月10日までに、また、スクールサポーターの職務に伴う反響、効果的活動事例、紛議、災害事故の発生等についてはその都度、書面により、速やかに警察本部長に報告するものとする。

別記様式省略